

承認第1号

豊後大野市病院事業に係る料金条例の一部を改正する条例の専決処分の承認
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専
決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成27年2月27日 提出

豊後大野市長 橋本祐輔

豊大専第 15 号

専 決 処 分 書

豊後大野市病院事業に係る料金条例の一部を改正する条例の制定について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成 26 年 12 月 25 日

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

豊後大野市病院事業に係る料金条例の一部を改正する条例

豊後大野市病院事業に係る料金条例（平成 19 年豊後大野市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表分べん料の項中「30,000 円」を「16,000 円」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。